

岐阜県公報

第 四 百 二 二 号
令 和 五 年 六 月 二 日
(金曜日)

目 次

告 示

土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない

区域の指定の解除

保安林の解除をしようとする旨の通知

土砂災害警戒区域の指定

土砂災害特別警戒区域の指定

公 示

落札者等に関する公示

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区の定款の変更認可

落札者等に関する公示

(環境管理課) 二六二

(森林保全課) 二六二

(砂防課) 二六三

(同) 二六三

(産業技術総合センター) 二六三

(西濃農林事務所) 二六四

(下呂農林事務所) 二六四

(高山土木事務所) 二六四

告 示

岐阜県告示第二百四十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の指定を次のとおり解除する。

令和五年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

平成二十九年岐阜県告示第四百六十三号により指定した区域(中津川市千旦林字鍛治屋平六四三番一及び字樋泉六一三番二の各一部)の全部(平成三十年岐阜県告示第三百五十三号及び令和五年岐阜県告示第七十一号により指定を解除した区域以外の区域)

二 指定に係る特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去(基準不適合土壤の掘削による除去)

岐阜県告示第二百四十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の指定を次のとおり解除

する。

令和五年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

平成三十年岐阜県告示第三百五十二号により指定した区域（中津川市千旦林字鍛冶屋平六四三番一及び字樋泉六一三番二の各一部）の全部（令和五年岐阜県告示第七十二号により指定を解除した区域以外の区域）

二 指定に係る特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

岐阜県告示第二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和五年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

高山市丹生川町岩井谷字廻尾二二〇〇の三、字下横手二二二三の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部森林保全課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和五年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

中津川市付知町字護山一五八四の二三・一六〇九の二二（以上二筆国有林）、一六〇九の六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部森林保全課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和五年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

下呂市小川字井口一三六一の四、一三六一の六、一三六一の七

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和五年六月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

加茂郡八百津町南戸字若木四二〇の一八から四二〇の二二まで、潮見字大西五七四の六

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第二百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年六月二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
那加柄山町1 テクノプラザ3丁目1	各務原市那加柄山町 各務原市テクノプラザ3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
目1	目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び各務原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年六月二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
那加柄山町1 テクノプラザ3丁目1	各務原市那加柄山町 各務原市テクノプラザ3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
目1	目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び各務原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第二百十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年六月二日

岐阜県知事 古田 肇

1 調達物品の名称及び数量 岐阜県産業技術総合センターで使用する電気 (予定数量) 2,788,000KWh

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第5号該当

4 契約の相手方を決定した日 令和5年3月27日

5 契約の相手方の住所及び氏名 愛知県名古屋市長東区東新町1番地

中部電力ミライズ株式会社

代表取締役 社長執行役員 大谷 真哉

6 契約金額 103,478,380円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県産業技術総合センター総務課管理調整係

(2) 所在地 関市小瀬1288

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和五年六月二日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名 退任日 役名 氏名 住 所

田鶴境土地改良区 令和五年三月二日 理事 水谷 正明 岐阜市西濃町山田 二二〇番地

就任した役員

土地改良区名 就任日 役名 氏名 住 所

田鶴境土地改良区 令和五年四月一日 監事 堀田 眞二 岐阜市西濃町山田 五番地

土地改良区の変更認可

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年六月二日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
金山町東谷部土地改良区	令和五・五・二二

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成七年岐阜県規則第百二十号) 第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年六月二日

岐阜県知事 古田 肇

1 購入物品の名称及び数量 ロータリ除雪車 (1.5m級) 1台

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和5年3月30日

4 落札者を決定した日 令和5年5月10日

5 落札者の住所及び氏名 高山市上回本町七丁目452番地1

新興自動車株式会社

代表取締役 井口 大輔

6 落札金額 32,802,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県高山市土木事務所総務課管理調整係

(2) 所在地 高山市上回本町七丁目468番地